

議案第 7 号

学校管理下負傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

学校管理下の児童の負傷事故に関し、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により本議会の議決を求める。

1 和解の相手方

栗山町 個人

2 和解の要旨

学校管理下のスキー学習時において発生した負傷事故について、相手方に対し、和解金 3 0 0, 0 0 0 円の支払い義務があることを認め、支払うもの

3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 平成 2 5 年 2 月 2 0 日
- (2) 事故発生場所 栗山町桜丘 1 丁目 9 7 番地 2 (栗山町スキー場内)
- (3) 事故の状況 栗山小学校で実施したスキー学習時において、児童が滑走中に転倒し、児童 1 名が負傷したもの

4 損害賠償の額

3 0 0, 0 0 0 円